議案　　号

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の
廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の農業委員会の委員の任期等を、別紙のとおり日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町と協議の上定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第８条第４項において準用する同法第６条第８項の規定により議会の議決を求める。

平成１６年６月　　日提出

田辺市長　　脇　中　　孝

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の
廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議書

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第８条第１項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

新たに設置する「田辺市」に一つの農業委員会を置き、田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の農業委員会の選挙による委員で新たに設置する「田辺市」の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項の規定を適用し、３０人を互選の上、合併の日から平成１７年７月１９日までの間、引き続き新たに設置する「田辺市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成１６年６月　　日

田辺市長　　脇　中　　孝　　龍神村長　　古久保　治　一

中辺路町長　真　砂　充　敏　　大塔村長　　松　本　善　美

本宮町長　　泉　　正　　徳